

副本

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原 告 平和子こと加藤佳誉子

被 告 国

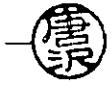
求証明に対する回答書

平成29年12月20日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

細野道耆	
岸田二郎	
望月亮一	
堀川健太郎	
前田和樹	
小池走野	
大友康次	
久保貴紀	
中野雅文	
松下洋	
田中真理子	

唐	沢	真	
宇	野	文	
田	原	裕	
高	橋	一	
輪	倉	真	
石	田	潤	
森	下	淳	
原	田	直	
佐	藤	伸	
浅	沼		
井	上		
加	藤	真	
早	川	浩	
牧	野	浩	
小	倉		
井	上	彰	
蓮	見	真	
倉	田	崇	
鈴	木	陽	
松	尾	友	

森	廣	芳	光	
若	林	賢	昭	
古	賀	直	樹	
川	邊	祥	之	
重	松	翔	平	
長	野	貴	裕	
松	田	幸	將	
松	浦	沙	季	
菊	池	哲	史	
佐々木		智	則	
松	村		西	
鈴	木	悅	子	
加	瀬		幹	
田	中	智	洋	
小	山	信	吾	

被告は、本書面において、原告の2017（平成29）年10月11日付け求釈明申立書（以下「平成29年10月11日付け原告求釈明申立書」という。）に記載された釈明を求める事項について、必要と認める範囲で回答するとともに（後記第1）、原告の2017（平成29）年10月13日付け準備書面7（以下「原告準備書面7」という。）に記載された釈明を求める事項について、釈明の要を認めない旨意見を述べる（後記第2）。

略語については、本書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 平成29年10月11日付け原告求釈明申立書の求釈明事項について

1 原告の主張の要旨

原告は、被告の平成29年9月8日付け第2準備書面（以下「被告第2準備書面」という。）第1（5ページ）に関し、①実施計画に基づいて派遣されていた「司令部業務分野、連絡調整分野、施設部隊等の3つの分野のそれぞれの要員」及び「撤収支援要員」（平成29年10月11日付け原告求釈明申立書第2の2〔2ページ〕）について、いつ全員が撤退したか、②一部の要員が撤退していないのであれば、その分野、人数、任務の内容、任務を付与する根拠、活動期限、③第11次要員までと異なる「新たな分野や任務」の派遣がなされている場合は、その分野、人数、任務の内容、任務を付与する根拠、活動期限について、それぞれ明らかにするよう求める（以上につき、同申立書第1〔1及び2ページ〕）。

2 被告の回答

（1）上記求釈明事項①について

ア 派遣施設隊及び撤収支援要員について

南スーダン派遣施設隊（平成29年6月1日変更前の実施計画〔乙第18号証〕2(1)才ないしサの各業務を行う部隊。以下「派遣施設隊」という。）及び第11次要員の撤収を支援するための撤収支援要員は、南スー

ダンから本邦に帰国済みである。

イ 司令部要員及び連絡調整要員について

原告は、本件差止めの訴えに関する被告第2準備書面第1（5ページ）に関し、釈明を求めているところ、本件差止めの訴えは、「すでに派遣され活動している第10次隊に対しては、業務の中止と撤退を内容とし、次に派遣命令が出されている第11次隊に対しては派遣の差止を内容とする。」（訴状第5の1(5)イ・43ページ）ものである（原告の2017〔平成29〕年1月16日付け求釈明に対する回答書）。原告のいう「第10次隊」（第10次要員）及び「第11次隊」（第11次要員）は、派遣施設隊の交代要員としてそれぞれ派遣されたものであり（いわば、派遣施設隊という枠組みにおいて、第1次要員ないし第11次要員が、順次派遣ないし交代を繰り返す形となる。），司令部要員及び連絡調整要員は、派遣施設隊に含まれない。

したがって、司令部要員及び連絡調整要員に関する原告の求釈明は、本件差止めの訴えの対象外の事項について釈明を求めるものであり、釈明の要を認めない。

(2) 上記求釈明事項②について

上記(1)イのとおり、原告は、本件差止めの訴えにおいて、「第10次隊」及び「第11次隊」の派遣差止めを求めているところ、上記求釈明事項②における司令部要員及び連絡調整要員は、派遣施設隊に含まれず、本件差止めの訴えの対象とならない。

したがって、これら要員の人数等は本件争点と関連性がなく、釈明の要を認めない。

(3) 上記求釈明事項③について

上記(2)で述べた本件差止めの訴えの対象からすると、上記求釈明事項③のうち、「新たな分野や任務の派遣」については、本件差止めの訴えと関連

性がなく、釈明の要を認めない。

第2 原告準備書面7の求釈明事項について

1 原告の主張の要旨

原告は、被告に対し、第1次要員ないし第11次要員の各派遣において、陸上自衛隊中央即応集団から派遣された人数及びどの部隊から派遣されたかについて、明らかにするよう求める（原告準備書面7第2〔5ページ〕）。

2 被告の意見

しかし、被告の平成29年5月1日付け第1準備書面第2の1(2)（6及び7ページ）でも主張したとおり、本件差止めの訴え及び本件国賠請求は、不適法ないし主張自体失当として、そのことのみによって排斥されるべきものである。したがって、陸上自衛隊中央即応集団から派遣された人数等は、本件差止めの訴えの適否ないし本件国賠請求の当否には関連性がなく、釈明の要を認めない。

以上